

# 高齢者虐待防止指針

老人保健施設いわやの里

老人保健施設白寿

京都市醍醐・南部包括支援センター

## 1 高齢者虐待の防止に関する基本的考え方

虐待は高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。

本事業所では、利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとする。

## 2 虐待の定義

### (1) 身体的虐待

暴力的行為等で利用者の身体に外傷や痛みを与える又はそのおそれのある行為を加えること。また、外部との接触を意図的に、継続的に遮断的にする行為。

例) ベッドや車椅子に拘束する・過剰な投薬による身体的拘束・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリの強要・外から鍵をかけて閉じ込める 他

### (2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

意図的であるか、結果的であるかを問わず、行うべきサービスの提供を放棄又は放任し、利用者の生活環境や身体・精神状態を悪化させること。

例) 入浴や排泄の世話をせず、不衛生な環境で生活させる・水分や食事を十分に与えない・必要とする介護、医療サービスを相当な理由なく制限 他

### (3) 心理的虐待

脅しや侮辱等の言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって利用者に精神的、情緒的な苦痛を与えること。

例) 子供のように扱う・家族や親族、友人等の団らんから排除する・片付けをしやすいからという目的で本人の尊厳を無視してオムツをあてる 他

### (4) 性的虐待

本人との間で合意形成されていない、あらゆる形態の性行為やその強要。

例) 性的羞恥心を喚起する・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する・人前で排泄行為をさせる・人前でオムツ交換をする 他

### (5) 経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。経済的虐待だけは虐待の主体に別居の親族を含む。

例) 年金や預貯金を取り上げる・預貯金やカードなどを着服する・不動産、有価証券を無断

で売却する・入院費や施設利用料を滞納 他

＊マルトリートメントについて

現場では「これって虐待とまではいえないまでも、不適切だなあ」と感じることもある。実は「虐待」には、こうした「不適切なケア」＝「マルトリートメント」も含まれている。高齢者にはマッチしているとは言いがたい不適切なケアに出会ったとき、このことを是非思い出して欲しい。

### 3 高齢者虐待防止対策委員会その他事業所内の組織に関する事項

当事業所では、虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生の防止等に取り組むにあたって「高齢者虐待防止対策委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとする。

#### (1) 設置の目的

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施する。

#### (2) 高齢者虐待防止対策委員会の構成委員・委員会の開催・審議事項については高齢者虐待防止対策委員会規程に記載。

#### (3) 高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は施設長とする。

### 4 高齢者虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

#### (1) 定期的な研修の実施（年2回以上）

老人保健施設

定期的な研修の実施(年1回以上)

老人保健施設以外のサービス

#### (2) 新任職員への研修の実施

#### (3) その他必要な教育・研修の実施

#### (4) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

### 5 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

#### (1) 虐待等が発生した場合は、速やかに市町に報告するとともに、その要因の速やかな

除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

#### (3) 緊急性の高い事案の場合は、市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

## 6 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- (1) 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、3 (3) で定められた高齢者虐待防止担当者とする。なお、虐待者が担当者の場合は、他の上席者等に相談する。
- (2) 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (3) 事業所内で虐待等が発生した場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止対策委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止対策委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

## 7 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

## 8 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告する。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告する。

## 9 利用者等に対する指針の閲覧

職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるようにする。

## 10 その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

### 附則

この指針は、令和7年10月1日施行する。